

令和2年度等級等ごとの職員の数の公表について（令和2年4月1日現在）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定に基づき、給料表ごとに、年度当初（令和2年4月1日現在）における等級等ごとの職員の数について公表します。

1 行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳（左記の職務と同程度の職を含む。）		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事等の職務 2 主事補等の職務	29	11.1%	主事補	9	29	11.1%	主事級
				主事	15			
				保健師	2			
				保育士	2			
				教諭	1			
2級	1 主幹等の職務 2 高度の知識又は経験を有する主事等の職務	23	8.8%	主幹	17	23	8.8%	主幹級
				保健師	4			
				教諭	1			
				副主査（再任用短時間）	1			
3級	1 主任等の職務 2 高度の知識又は経験を有する主幹等の職務	88	33.6%	主任	20	88	33.6%	主任級
				保育士（主任）	1			
				教諭（主任）	2			
				主幹	42			
				保育士	2			
				保健師	4			
				教諭	5			
主査（再任用短時間）	12							
4級	1 係長等の職務	59	22.5%	係長	56	59	22.5%	係長級
				保育士（係長）	1			
				教諭（係長）	2			
5級	1 課長補佐等の職務	24	9.2%	課長補佐	18	24	9.2%	課長補佐級
				保育所長（課長補佐）	1			
				課長補佐（副所長）	1			
				教頭（課長補佐）	4			
6級	1 課長等の職務 2 副参事の職務	30	11.5%	課長	22	30	11.0%	課長級
				副参事	5			
				局長	2			
				次長	1			
7級	1 部長等の職務 2 参事の職務	9	3.4%	部長	6	9	3.4%	部長級
				会計管理者	1			
				参事	1			
				議会事務局長	1			
合計		262	100%		262	262	100%	

2 消防職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳（左記の職務）		職制上の段階		段階
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	
1級	1 消防士の職務	13	21.3%	消防士	13	13	21%	消防士級
2級	1 消防士長の職務 2 消防副士長の職務	5	8.2%	消防士長	3	5	8%	消防士長級
				消防副士長	2			
3級	1 主任の職務 2 消防司令補の職務	7	11.5%	主任	3	7	11%	主任級
				消防司令補	4			
4級	1 係長の職務 2 高度の知識又は経験を有する消防司令補の職務	21	34.4%	係長	15	21	34%	係長級
				主任	6			
5級	1 課長補佐、次席及び主査の職務	9	14.7%	課長補佐	3	9	15%	課長補佐級
				次席	2			
				主査	4			
6級	1 課長、署長及び副参事の職務	4	6.6%	課長	3	4	7%	課長級
				署長	1			
7級	1 消防長の職務 2 消防次長の職務	2	3.3%	消防長	1	2	3%	部長級
				消防次長	1			
合計		61	100%		61	61	100%	

3 技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳（左記の職務		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 一般技能職員の職務 2 一般の労務職員の職務	0	0%	—	0	0	0%	—
2級	1 技能又は経験を有する技能職員の職務 2 技能又は経験を有する労務職員の職務	0	0%	—	0	0	0%	—
3級	1 相当の技能又は経験を有する技能職員の職務 2 相当の技能又は経験を有する労務職員の職務 3 高度の技能又は経験を有する技能職員の職務 4 高度の技能又は経験を有する労務職員の職務	1	10%	作業管理員	1	1	10%	主任級
4級	1 極めて高度の技能又は経験を有する技能職員の職務 2 極めて高度の技能又は経験を有する労務職員の職務	9	90%	調理手	5	9	90%	係長級
				事務補	2			
				土木工手	1			
				作業管理員	1			
合計		10	100%		10	10	100%	

※ 等級別、職制上の段階ごとに給料が決定されていない職員（特別職、臨時職員等）を除きます。割合は小数点第2位を四捨五入。